

1. 件名：「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（体制及び管理区域変更）に関する事業者ヒアリング（1）」
2. 日時：令和4年8月19日（金） 13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官※、塚部管理官補佐、雨夜上席安全審査官、
福原安全審査専門職、上原安全審査専門職

中部電力株式会社
原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ グループ長※ 他14名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料① 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について
 - ・資料② 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料
（保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明）
 - ・資料③ 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料
（設置許可整合性説明）

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:04 | 原子力規制庁の植原です。 |
| 0:00:06 | それではただいまから、 |
| 0:00:09 | 浜岡原子力発電所保安規定変更審査の、 |
| 0:00:14 | フアン規定申請の、 |
| 0:00:17 | 初回ヒアリングを始めたいと思います。 |
| 0:00:20 | それでは資料に基づきまして事業者の方から説明をお願いいたします。 |
| 0:00:27 | はい。はい。中部電力のヨシマルでございます。そうですね。 |
| 0:00:33 | ウンテンカイ地震を、40年に50年経過した水前ですね。バス、経年劣化の評価、あと、長期施設管理方針とされて、次、職員の見直しですね。 |
| 0:00:47 | これに関する案件と後もう一つ、排気塔1号の液晶のセンブリ。 |
| 0:00:54 | より作業に伴います管理区域図の変更について、こちらについてご説明をさせていただきます。 |
| 0:01:01 | 説明につきましては、担当の松尾から行っていただきますよろしく願います。 |
| 0:01:07 | はい、中部電力本店の増加です。衛藤まず資料の確認からさせていただきます。本日資料として、①②③を用意してございます。 |
| 0:01:17 | ①といたしまして、概要説明資料ですねパワーポイントものをご用意しております。また、資料2といたしまして補足説明資料の、審査基準の要求事項に対する工程変更。 |
| 0:01:31 | 内容の組合ということ、資料を用意してございます。 |
| 0:01:34 | また資料3として、設置許可整合性の説明の以上の3部でございます。 |
| 0:01:40 | お手元でございますでしょうか。 |
| 0:01:43 | はいそろっておりますのではい説明を続けていただければと思います。 |
| 0:01:49 | はい。中電工本店松尾アベいたしました。それでは順番にですね説明させていただきます。 |
| 0:01:56 | 資料1をご覧ください。 |
| 0:01:58 | こちら概要説明資料でございます、高経年化技術評価及び長期施設管理方針として、かかる責任責任なし、並びに、 |
| 0:02:08 | イソジンどんな管理区域の変更ということで、概要を説明させていただきます。 |
| 0:02:13 | 2ページご覧ください。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:16 | こちらには今回ですね申請させていただきました法案規定変更認可申請書の内容についてご紹介をしております。内容につきましては申請書と同様でございますのでここでの説明は割愛させていただきます。 |
| 0:02:31 | 3 ページ以降ですね、具体的な内容についてご説明させていただきます 3 ページご覧ください。 |
| 0:02:38 | こちら、一つ目の案件でございます。運転開始後 40 年及び 50 年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針策定に係る責任職員阪神伴う変更でございます。 |
| 0:02:52 | 変更の内容といたしましては、運転開始後 40 年及び 50 年を経過する日まで実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の作成形県職員を、 |
| 0:03:03 | 現在の原子力部長から発電社長の方に変更いたします。 |
| 0:03:09 | 大北第 2 編、106 条の分、第 3 項及び第 4 項の仕事といたしましては、 |
| 0:03:15 | 現在原子力部長の記載のところを、所長本変更ということでございます。 |
| 0:03:22 | 変更の理由について説明させていただきます。 |
| 0:03:26 | これまでは、40 年を経過する日までに実施する、高経年化技術評価及び長期管理施設方針の策定は進んできたのは、延長認可申請のための検討に保管されること、また、 |
| 0:03:39 | 運転期間の延長認可申請は、会社としての意思決定を伴うことから、侵食を原子力部長としておりました。 |
| 0:03:47 | 二つながら、以下の理由により責任職位を今回原子力部長からは清社長の方に変更いたします。 |
| 0:03:54 | まず一つ目に、40 年を経過する日まで実施する等経年化技術評価及び長期受注管理方針の策定業務は、基本的に運転、 |
| 0:04:04 | すいません、営業の開催以降、30 年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の作成業務と同様であること。 |
| 0:04:14 | それに直交経年化技術評価及び長期施設管理方針策定業務は、構造、構築物、系統資金とした業務であること。 |
| 0:04:24 | 常に発電所長責任職員とする実施体制の実施手順は、 |
| 0:04:29 | 3 号及び 4 号の営業運転開始先以降の 30 年を経過するまでに実施する口径に関する資料及び直接管理方針策定業務計画率、こちらには組織や要員の周知も含みます。 |
| 0:04:43 | されておまして、総代制及びシステムを活用することが合理的であることが挙げられます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:04:50 | 上記の理由からですね、せず、とせ責任職員を変更することといたしまして、今回一発目の案件でございます。排出地区に伴う管理区域の変更と合わせて申請を行うことといたしました。 |
| 0:05:03 | なお、運転期間の延長認可申請のうち、特別点検の実施ですとか、40年を経過するまで実施する貢献に関しての実施の決定自体はですね、 |
| 0:05:13 | 変更前後、これまでも同様の考えと変わらず、原子力部長の責任で行うことといたします。 |
| 0:05:22 | 続きまして、4ページの方をご覧ください。 |
| 0:05:25 | こちらは二つ目の案件でございます。廃棄と共用、 |
| 0:05:30 | そうですね、こちらの項番の。 |
| 0:05:32 | 汚染管理作業管理区域の変更についてのご説明でございます。 |
| 0:05:38 | まず変更内容についてご説明いたします。 |
| 0:05:41 | こちらの1年、1号2号共用等につきましては、番線管理部位エリアについて補正をされない管理区域の設定及び改造を行います。 |
| 0:05:52 | に伴いまして、オオブ川内第1点の管理経費増と変更いたします。 |
| 0:05:58 | 変更させていただくために締結といたしましては、3議決80サイトウ1号及び2号の共用交番の浅部。 |
| 0:06:08 | 整理運営や、を追加いたします。 |
| 0:06:12 | 追加に伴いまして、内訳ですとか、全体の報告をさせていただきます。 |
| 0:06:18 | ただ、今回設定する番区域は、 |
| 0:06:21 | イトウバンク作業。 |
| 0:06:23 | 対応後に解除するため、追加する管理区域図は、当該作業が完了し、放射線測定評価により基準を下回ってる分作品を当社の定める日に撮影を行います。 |
| 0:06:35 | 続きまして変更の内容についてご説明いたします。 |
| 0:06:39 | サイトウは分離作業は、第2編、第41条の3に定める通り、汚染の恐れのない管理区域、定期で水がございませぬ。 |
| 0:06:51 | 当該作業は、当初の計画では1年以内に完了する予定であったためとなつて、第2件、46条第1項に従い実施的な管理区域を設定し、実施でございますが、 |
| 0:07:02 | 作業の進捗に応じた工法の変更に伴い、関口さんが1年を超える見込みとなったことから、その辺を行いたいと思っております。 |
| 0:07:14 | 続きまして、5ページをご覧ください。そちら、当該の補正部位、作業の概要でございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:21 | 災害済みの廃棄等ですね、交番をNRとして扱うため、屋外経費に一時的に汚染の恐れのない管理区域を設定し、汚染していないものが、 |
| 0:07:33 | そういった当面の施策を実施するというごさいます。 |
| 0:07:39 | こちらですねこちらに示します東海林で実施をしてごさいました。 |
| 0:07:45 | 一番利益の設定としてはですね当初の計画では、昨年 11 月 24 日から、 |
| 0:07:51 | 今年の 11 月 25 日までを予定して進めてごさいました。 |
| 0:07:56 | 6 ページをご覧ください。 |
| 0:07:59 | 方法の変更をゆのによる工期延長についてご説明させていただきます。 |
| 0:08:05 | 現場の施工を進めるうちで、とりあえず参考は再度小さく変更しました。 |
| 0:08:10 | インターフェース 2 メートルだったものを、仕掛け 1 メートル装備をしてごさいます。そのため、処理の枚数が増えたことから、作業期間の延長の見込みとなりました。 |
| 0:08:20 | この工法の変更の理由としては、 |
| 0:08:23 | そうですね、大きい工場は固定アンリユウ作業困難である。 |
| 0:08:28 | 齋木東郷町の方はですね別が大きく作業の際、 |
| 0:08:32 | 切削コウノ試験に対する管理がありがたいということ、また二つ目が、項番そのサービスの取り回しが困難ということで今回最初の方を変更して実施をすることと、計画を変更してごさいます。 |
| 0:08:45 | に伴いまして、作業期間としては、当初ですね、今年の 9 月 17 日までに作業としておりましたが、 |
| 0:08:52 | さらに 13 年 2 月末まで工期としてのビルドとか、 |
| 0:08:58 | 学情の変更であると思います。この 5 例等ごさいますですね 1 次管理区域の 1 年という期限を超えてしまうことから今回の申請をしてごさいます。 |
| 0:09:08 | 当社からの概要説明は以上になります。 |
| 0:09:13 | 大城。この後ですね資料の 23 の方に移る前に、審議に関しての質疑をどうさせていただこうと思いがいかでしょうか。 |
| 0:09:25 | あ、 |
| 0:09:26 | はい、わかりました。ただですね何か全体をまず一旦全部聞いてから質疑に移った方が、 |
| 0:09:34 | いいかなという点もごさいますのでまずイキツウカンでは、説明いただ、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:09:41 | いければと思います。 |
| 0:09:44 | 中部電力本店のマツオカで周知いたしました。では続きまして資料の 2 の方の説明をさせていただきます。 |
| 0:09:51 | 資料 2 の方をお手元にご用意ください。 |
| 0:09:54 | こちらですね審査基準の要求事項に対する素案保険変更内容の説明でございます。 |
| 0:10:01 | 今回のですね申請内容、 |
| 0:10:03 | つきまして先ほどご説明した通り、変更する条文としては、第 1 編の 106 条の付近及び第 1 編第 2 編の添付資料の 2 でございます。 |
| 0:10:15 | 当該ページ、5 ページをご覧ください。 |
| 0:10:18 | こちらは、 |
| 0:10:19 | OKですね。一方、パンチングしてる場所でございます。こちら第 1 点目、規定の試験研究資料 2 の該当箇所でございます。 |
| 0:10:35 | は、8 ページをご覧ください。こちら 206 条の 6 に対するしれっと審査基準該当箇所でございます。 |
| 0:10:46 | 最後の 11 ページですね、こちらに行きますとこの第 2 点に対する支援策限定教科書ということでハッチング箇所でございます。 |
| 0:10:55 | こちらですね 3 ヶ所につきましてご説明の方、 |
| 0:10:59 | こちらのページでさせていただきます。 |
| 0:11:06 | それでは、18 ページをご覧ください。 |
| 0:11:09 | こちらまず第 1 編に関する、審査基準の適用状況についてご説明させていただきます。 |
| 0:11:17 | 順番で菅生付則の順番になります。まず、 |
| 0:11:22 | 第 9 号のところでございます。山林議決に対する整合性の確認ということで、上の段からご説明させていただきます。 |
| 0:11:32 | 実際の考え方でございますが、今回はイトウの交番の汚染分エリアについて管理区域の設定及び解除を行います。 |
| 0:11:41 | 第 1 号案の須佐と瓜生作業がですね、第 2 編、第 46 条第 5 項の定めに従い、屋外で疑似的な管理区域を設定したが、 |
| 0:11:53 | 報告の進捗に伴い、当該区域に出てきたということとなりました。 |
| 0:11:58 | それにより、産業までの負担、当該区域を単に区域設定するものであり、 |
| 0:12:03 | エリアの中では、 |
| 0:12:07 | 来てない。 |
| 0:12:09 | 一遍の 91 の従い設定を行います。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:12:12 | また当該医療の管理区域の改定にあたっては、本工事完了後、5.91 に従い、 |
| 0:12:19 | そう書いてない。 |
| 0:12:20 | 高齢者代理人の確認で解除することといたします。 |
| 0:12:27 | 続きまして下段でございます。 |
| 0:12:29 | 2人の区分に関する記載でございます。 |
| 0:12:33 | 内容は同じでございます。下二つのポツから説明させていただきます。 |
| 0:12:38 | はい。どうぞ、世古大家の案件を行うものであり、 |
| 0:12:44 | 大谷交番の名簿は補正して、モリタて接していたため、システムの運用にする部分から、施策により施策含め、 |
| 0:12:57 | 大庭 2000 がないけど僕に済みであり、 |
| 0:13:00 | 思っていないというイメージはねた外の辺見宗線、 |
| 0:13:06 | 駒田高齢者駄目管理部員が 3 を超えること。 |
| 0:13:10 | そういうのない出していただきます。 |
| 0:13:17 | 続きまして、18 号に関する記載もでございます。 |
| 0:13:22 | 桑折です。フィーリング管理の、 |
| 0:13:27 | 早野委員。 |
| 0:13:28 | 練習しています。 |
| 0:13:31 | はい。 |
| 0:13:32 | 53 セキ方向について、原子力通過所長に変更します。 |
| 0:13:42 | 条例通り、当該業務の責任職に変更するものであり、農業にちよっと立ち入るように指定された研修は、経年劣化に関する技術的な評価を実施するために対して、 |
| 0:13:57 | 兵庫県様でございますので、こちらの基準に合致してございます。 |
| 0:14:05 | 続きまして 22 ページでございます。この緑の方は、第 2 条でございますが、第 1 編で同様の記載で条文のみ異なっておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。 |
| 0:14:22 | 続きまして、資料の 3 についての説明をさせていただきます資料の 3 をもとにご準備ください。 |
| 0:14:30 | こちらはですね、設置許可の整合性説明ということで、 |
| 0:14:35 | 本変更条文に関する記載等、説明させていただきます。 |
| 0:14:41 | 今回として変更条文といたしましては、166 ということで、資料の 9 ページをご覧ください。106 条の 4 ということで、添付資料、設置許可添付資料 8、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:14:53 | と記載がございます。ちょっと議案についてはですね別冊のほうで詳細の方説明させていただきます。 |
| 0:15:05 | こちらが、添付資料の 2 管理区域図に関する記載でございます。こちらは設置許可の添付書類 9 ですね、旧ゴトウキします。 |
| 0:15:18 | 直井簡単に説明をさせていただきます。 |
| 0:15:21 | 添付資料の、 |
| 0:15:23 | 2.1、 |
| 0:15:27 | オオエ周辺開発による設定に記載がございます。こちらがOK先生が整合しております。なおですね、3 点ほど排水量の進捗を反映してございます。 |
| 0:15:41 | 頭にちょっと先にお話もさせていただきますが、2 点に関しましても、 |
| 0:15:52 | 資料 0-02 の下ぐらいでございます。このところでございますそちらの方ですね、同じく第 1 編同様、資料の P 比較しておりますそちらの記載の通り、 |
| 0:16:04 | 落ちており、ちょっと反映して、地震力反映してございます。 |
| 0:16:15 | それは別冊 3-1 の説明、入らせていただきます。変更後のですね 166 ページ。はい。 |
| 0:16:27 | そして、当該ですね設置許可の記載、添付書類の増大箇所 14 例な反映というふうに記載をしてございます。 |
| 0:16:37 | それは整合船舶についてご説明させていただきます。 |
| 0:16:41 | 報告書類 8 にですね、保安検査駄目定期的な検査、補修作業に関する規定を遵守と記載がございます。 |
| 0:16:49 | ページ上の 5 ページ。 |
| 0:16:53 | その際は、運転開始の 45 人の計画、実施計画書制度に関する検討から、 |
| 0:17:05 | プロテイン査定をしているというふうに説明させていただきます。 |
| 0:17:10 | 以上、弊社からご用意している資料は以上になります。 |
| 0:17:19 | はい。能勢規制庁江原です。はい説明ありがとうございました。はい。 |
| 0:17:24 | ではこれからの、こちらの方からちょっと何点か確認させて、 |
| 0:17:29 | いただきたいと思えます。 |
| 0:17:31 | はい。では最初のパワーポイントの資料資料①なんですけれども、 |
| 0:17:36 | はい。こちらでですね 3 ページ目ですね。 |
| 0:17:40 | はい 3 ページ目 |
| 0:17:42 | 間野原子力部長から諸所長に変更する。 |
| 0:17:46 | 変更を行うということ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:17:50 | なんですけれども |
| 0:17:52 | こういった変更を行う際のなんかね、 |
| 0:17:56 | 御社としてのねらい、ねらいついていうんですかね、それとこの変更によって期待される効果、 |
| 0:18:05 | 何等ありましたらはい教えていただければと思います。 |
| 0:18:09 | というのとあわせてですねこの変更によって発電所長のなんか仕事量がちょっと若干増えて、何か負担が増加するんじゃないかっていうふう。 |
| 0:18:19 | にも思えますのでちょっとそこら辺については、説明をお願いいたします。 |
| 0:18:29 | はい中部電力本店運営グループの山田でございます。 |
| 0:18:35 | ほんでですねPLMの総括をしております。 |
| 0:18:39 | これまでの浜岡のですねPLMの評価の体制の形経緯で申しますとですね、一番最初浜岡1号機の30年のPMやる時にですね、 |
| 0:18:51 | 初めて高経年化技術がやるということで、 |
| 0:18:55 | 当時本店にですね、帳票全グループというグループ立ち上げてましてですねそこで、 |
| 0:19:02 | いろいろ、 |
| 0:19:04 | 当時は原子力学会の標準みたいなものもありませんでしたので、 |
| 0:19:11 | いろいろな今で言う、 |
| 0:19:15 | 劣化メカニズム専用みたいなそういうものの元となるところから、いろいろ始めてですね、 |
| 0:19:21 | 本田野田伊勢本店を中心とした体制でも浜が1号炉2号炉、やってきまして、 |
| 0:19:28 | 2号炉、 |
| 0:19:30 | 以降ですね1号炉2号炉も、苦労してやってきたっていう、ちょっと認識も私も持ってましてですね、2号炉の患者の定例も終わった後ですね、3号炉、 |
| 0:19:44 | 金川。 |
| 0:19:46 | 浜岡の今の体制下で3号炉、 |
| 0:19:50 | 37PLMで先月、 |
| 0:19:54 | 出させていただきました、4号炉の30年のPLM。 |
| 0:20:00 | は、発電所長の体制でやってきましたということで、 |
| 0:20:04 | 3号炉4号炉。 |
| 0:20:06 | いずれもですね、最終申請直前ですってねちょっと面談とさせていただいて、最終的に3号炉も4号炉もですね、冷温停止中の |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:20:18 | 冷温停止を前提としたPLMということで、暫定バックチェックは、 |
| 0:20:26 | 耐震評価とかやる形でまたさせていただいてるんですけど、そそういう、 |
| 0:20:32 | とはいえ、4号炉がですね、ほぼ大部分天板で一応一通りの評価をした上で、両手版に切り替えるみたいなこともやる。 |
| 0:20:45 | できておりますので、そういう意味でいうと、 |
| 0:20:48 | 一部、12号炉、本店の体制でやってきたアートと比べて、3号炉4号炉。 |
| 0:20:55 | 大勢の方がですね度がうまくいっているっていう。パワーポイントの中にも書かせていただいたようにですね |
| 0:21:03 | 常日頃ですね、保全をやっている部署、 |
| 0:21:08 | のものが中心となってですね、発電所長の |
| 0:21:13 | 指揮指揮管理のもとですね、やっていく方が、 |
| 0:21:18 | スムーズに行ったということもありましてですね。 |
| 0:21:22 | 同じように、特別選定の結果を反映する。 |
| 0:21:27 | ゴトウ以外現時点ですね、今3号機で言えば、 |
| 0:21:35 | 40年と30年の間っていうのは実質、 |
| 0:21:41 | プラントの運転を伴わないので、まず、 |
| 0:21:45 | 30年のPM2特別会計の結果を書き込んで40年として、評価をするっていうような形になってこようかと思っておりますので、 |
| 0:21:58 | これまでの1号炉からの経緯も含めましてですね。 |
| 0:22:02 | 30年の延長で、もう30年、 |
| 0:22:08 | このPLM3号炉4号炉の経験を、 |
| 0:22:12 | 生かした形で40でやっていくことができますね。 |
| 0:22:16 | 組織としてうまくいくなだろうなっていうふうに判断した次第です。で、先ほど発電所長の負担の話もございましたけど特に、 |
| 0:22:27 | その3号炉もですね正式にはまだ特別点検実施するというようなことでもですね決めてはいないんですが、スケジュール的に、 |
| 0:22:37 | ほぼもうほとんど東海第2と同じような形ですね、 |
| 0:22:42 | 新規制基準の |
| 0:22:45 | 適合、 |
| 0:22:48 | の対応。 |
| 0:22:50 | 設置許可設工認、 |
| 0:22:53 | オオヤヤ、 |
| 0:22:54 | 後に結ぶにですね、40円の定例本やらないといけないというような、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:23:00 | ことになってきますので、現状、新規制基準対応としては、設置許可はもう設工認もですね本店、 |
| 0:23:08 | の方が、したいというか、主管部署になってますので、そういう意味でいうと、 |
| 0:23:15 | 本店で設置許可、設工認やった後すぐに、 |
| 0:23:20 | サイトウの、 |
| 0:23:23 | 40名のPMの体制に引き継ぐような形の方がですね、 |
| 0:23:29 | 業務の流れとしても、それから深野、平準化としても、 |
| 0:23:33 | いよいよであろうというそういう判断のもとですね今回、 |
| 0:23:38 | 審査させていただいた内容にですね変更することにした次第でございます。 |
| 0:23:47 | はい。規制庁植原です。はい。今のご説明では、かなりよくわかりました。 |
| 0:23:54 | はいもともと |
| 0:23:56 | 106条の393項と4項の主語が原子力部長になってたのは、 |
| 0:24:02 | 1号、1号炉と2号炉がもともと何か本本店で、 |
| 0:24:07 | こういうPLMをされる体制になっていたっていうのをそれが若干名残のような形で残って、 |
| 0:24:14 | 言ったんですけれども34号に関しては、もうもう、 |
| 0:24:18 | 発電所がメインでやっているということで発電所長、 |
| 0:24:23 | トップとするそういった実態、 |
| 0:24:27 | に変更される。 |
| 0:24:30 | あのナットということかなと。 |
| 0:24:33 | いうふうに理解しまして、あと発電所所長の負担増加に関してもいやむしろ |
| 0:24:42 | 新規制基準対応で本店の方が今、業務オカ、かなり抱えている状態なので分散の観点でという、 |
| 0:24:50 | 点で理解いたしました。はい。そういう認識でよろしいですね。 |
| 0:24:55 | はい。 |
| 0:24:58 | 1、1号炉は本当にやりましたって話を申し上げたんですけど、 |
| 0:25:08 | 40年。 |
| 0:25:10 | 今、運転議会中認可運転期間延長という制度は新規制基準と同時に、入ったということで、当時、 |
| 0:25:19 | 原則40年運転で1回に限り最大20年っていう、運転期間延長っていうそういう |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:25:28 | 新規制基準と一緒にですね技監の橋井が、 |
| 0:25:34 | クローズアップされましたので、40年でプラントを止めるか、さらに、難燃化できないとするかっていう、そういう判断を伴うということで、 |
| 0:25:46 | 本店サイドでやるということにしたという、先ほど、 |
| 0:25:52 | サトウからもう少し説明して、 |
| 0:25:55 | 説明の中で申し上げましたけれども、そういうところがあって、そう、そういうふうな形で、当時、 |
| 0:26:03 | 40年、50年と30年、当間区区別というか分ける方いいにさせていただいたんですけど、 |
| 0:26:13 | 実際、 |
| 0:26:16 | 3号、やんなきゃいけない時期が近づいてきてですね。 |
| 0:26:21 | でも少しやりづらい体制だよなっていうふうに思ってますね、ちょっと高畑さんいろいろ、 |
| 0:26:26 | 調べさせていただいたら、 |
| 0:26:28 | また谷沢さんほとんどほとんどというかすべてすべてだったんです結果的には、 |
| 0:26:34 | 30年のPLMと、30年以降40年50年の警部の体制、 |
| 0:26:40 | それ会社によってですね、原子力本部でやってる会社もサイドでやってる会社もいろいろあるんですけど、いずれにしても30年と40年50年を、体制を分けてる。 |
| 0:26:53 | 会社。 |
| 0:26:55 | 他プラントとかはなかったもんですから、やっぱりそうだなということですね、浜岡についてもそのようにこのタイミングで変えさせていただきたいなということで、 |
| 0:27:05 | 申請をさせていただいたものです。 |
| 0:27:09 | 本件は、もともと定をさせていただきたいと思います。ねらいと効果につきましては、あくまでですねこちら矢羽根三つに書いてございます。 |
| 0:27:24 | それまでと同様であることというのは置いているところがございますし、所長の仕事に関しては、 |
| 0:27:39 | 3番、これまでいろいろ、 |
| 0:27:41 | 体験の程度になりますので、あと変わらないというふうに考えてございます。現状ですね原子力部長の数、 |
| 0:27:48 | ちょっと言った場合等ですね、変わらないというふうに考えてございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:27:53 | この中でちょっと訂正させていただきますが、これは女性 40 年に関して下ですと、 |
| 0:28:00 | PowerPointにございますと、これまでは認可申請っていうのは、12 号との関連はございません。 |
| 0:28:19 | あ、はい。規制庁の植原です。はい。はいはい詳細な説明ありがとうございました。 |
| 0:28:28 | はい。 |
| 0:28:30 | はい。そうですね玉、はい大体はい理解できましたのはい。 |
| 0:28:36 | ですね |
| 0:28:38 | はい。 |
| 0:28:39 | 追加のちょっと質問なんですけれども、今回この原子力部長から所長、発電所長に主語変更されるということで、 |
| 0:28:53 | 例えば本店と発電所の連携ですとか、あとこの貢献、高経年に関する本店の関与が何、 |
| 0:29:03 | 関与の仕方に何か変化のようなものはあるんでしょうかというのをちょっと確認したくて、具体的にはですね |
| 0:29:13 | 今お手元にあるかちょっとはちょっとわからないんですけれども先日出しいただいた浜岡 4 号の高経年の申請書の |
| 0:29:25 | 笹。うん。申請書とか補足説明資料ですかね、の 3 ページ目のところに高経年技術評価の実施、実施体制、 |
| 0:29:33 | というものが体制表でついてまして、発電所長をトップとするような、 |
| 0:29:40 | 体制があるんですけれども、何か、はい。 |
| 0:29:44 | これ結構ほぼ本店と発電所の連携だとか、業務分担が書いてあるんですけれども。はい。 |
| 0:29:53 | 何か本当に念のための確認なんですけど、 |
| 0:29:58 | 今回のこの原子力部長から所長に私語を変更することでこういった連携とか本店の関与っていうのに変化はないんですよっていうちょっとはい確認をさせていただければと思います。 |
| 0:30:11 | はい。坪田宮村です。グループという私が所属してるグループの方です、PMIに関しまして、関するですね、 |
| 0:30:23 | 電事連大の |
| 0:30:28 | 所情報、情報をサイト鈍とするサイトウも、 |
| 0:30:32 | そういった会議で一緒に入ってもらってますけども、 |
| 0:30:35 | その前で大分Iwataプラント、他社さんの他ブランドの動きとか情報とかですねそういう、そういったことの共有、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:30:46 | の橋渡しというか、一緒にやっているっていうところとかですね。 |
| 0:30:52 | あと、原子力学会の定例の標準、岩城加来ですんでそちらについても、私のチームの私のグループのものが、委員として参加してますので原子炉学会の方にそういった、 |
| 0:31:05 | 今エンドされている。 |
| 0:31:08 | PM標準です。 |
| 0:31:12 | に対する、最新最新の、 |
| 0:31:16 | 最新版に対するその知見のインプットですとか、 |
| 0:31:21 | 等電極ケインとかいろんな形でPLMの研究とかやってまして、そういった成果なんかのインプットなんかもグループの方から押されたようにやっているという、 |
| 0:31:32 | ということでそこについては、これがでもこれ今後もか関わるつもりはないと変えるつもりはまた考えておりませんっていうのが一つと。 |
| 0:31:41 | あと、 |
| 0:31:42 | 経年劣化等それから、耐震評価の耐震評価の部分についてはですね、 |
| 0:31:50 | 本店の、 |
| 0:31:52 | ミイ設備設計グループの耐震チームっていうところが、そこ、そこがずっと見てましてですね、そこについても、 |
| 0:32:03 | 今回の申請前後で変わることなくですね、 |
| 0:32:06 | やっていくということでございます。 |
| 0:32:10 | ですので、 |
| 0:32:13 | ちょっと追加で載せていただきます。今の方からちょっとご説明あったのがですね、これまでの体制に伴う変更でございます。 |
| 0:32:25 | 赤間原子力部長にっていうのは、 |
| 0:32:29 | 今お手元の体制のですね、さらに社長の植野赤間に原子力部長が追加したような体系を考えてございます。 |
| 0:32:42 | 今、電流を見ました体制等と同じことを、40年後についてもやっていこうということでございます。このSPARKLE考え方につきましてはゴトウヤマダの方からご説明あった通りで、これも変わらない人をやりたいということで、 |
| 0:32:58 | 今回でございます。 |
| 0:33:15 | はい。 |
| 0:33:15 | はい規制庁ウエハラです。はい。はいリアの変化がないことは理解できました。で、ちょっと若干若干ちょっとお願い、本店の方にちょっとお願いしたいんですけども。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:33:27 | なかなか本店さんからの音声がちよっと若干ちよっと乱れたり我々たり、ちよっと若干しておりますので |
| 0:33:37 | 車しゃべっていただく際にはもう少し速度落としていただくのとあとマイクに対して何かもうちよっと近づいてしゃべっていただけたところ、こちらに明瞭に |
| 0:33:51 | 音声届くかなと思いますのではい。はい。よろしく願いいたします。 |
| 0:33:56 | ちよっと続きましてですね、 |
| 0:34:01 | 今、今までの高経年に関する変更点。 |
| 0:34:05 | に関する確認なんですけれども続きまして二つ目の方ですね、 |
| 0:34:12 | 管理区域図の変更、いいですか。 |
| 0:34:19 | 規制庁アマヤといいます。ちよっと戻っていただいて、もう一度、 |
| 0:34:26 | パワポの3ページのところで、確認の質問なんです、A、 |
| 0:34:31 | したいと思います。 |
| 0:34:33 | 二つありまして、 |
| 0:34:35 | ご確認なんです、変更理由のところ、2行上が2行目で会社と、 |
| 0:34:41 | 運転期間の延長認可申請は、 |
| 0:34:45 | 会社としての伊勢意思決定を伴うことから、 |
| 0:34:48 | 責任職員を原子力部長としていた。 |
| 0:34:52 | ていうところの、会社としての意思決定を伴うことから、 |
| 0:34:57 | ていうところの質問です。で、 |
| 0:35:02 | じゃあこれ所長になったらどこの部分はどこ行ったのかなというふうに、 |
| 0:35:07 | 思ってたんですが、さっきの説明だと、この |
| 0:35:12 | 意思決定っていうのは、運転延長するかどうかということ、というふうにも聞こえたんですが、その |
| 0:35:19 | 理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:35:23 | はい、鶴ヤマダですその通りでございます。 |
| 0:35:28 | はい、わかりました。 |
| 0:35:32 | 今回はこれを所長にすることで何かこの部分は変わったんでしょうか。 |
| 0:35:37 | 変わりません。あくまでもですね保安規定の記載ぶりが済ますする場合という記載になってますので、運転会長に化するということをですね、 |
| 0:35:50 | 当然経営判断をしたと。 |
| 0:35:52 | 経営判断でもできる話でありますけど、決まったらですね、淡々とその技術評価をやっていくっていうことの設置責任、職員が発電所長ということですので、 |
| 0:36:07 | はい。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:36:09 | ちょエダマツオカです長今後今音声聞こえますでしょうか。 |
| 0:36:16 | はい若干何か聞こえやすくなったような気がしますはい。 |
| 0:36:21 | すいませんでした。そちらの方ですねパワーポイントのNo.9 のところにも記載ございます通り、こちらの延長認可申請ですとか、それに伴う点検実施。 |
| 0:36:33 | 等に関してはですねこれまで同様ですね原子力部長の責任で行うというところは変更前後で、本件の変更前後でか、変更ございませんので、その旨よろしく願いいたします。 |
| 0:36:50 | はい。 |
| 0:36:52 | 二つ目の質問はまさにその部分なんですが、 |
| 0:36:55 | 特別点検の実施というものと、それから、 |
| 0:37:02 | 技術評価の実施の決定というのは、原子力部長の責任で行うということにも読めるんですが、 |
| 0:37:10 | これ、あえて確認なんですが、こん時の特別点検の実施と、それから高経年技術評価これは、様々な評価なんですけども、 |
| 0:37:20 | ある、あるんですけどもこの実施の決定というのと、これ、 |
| 0:37:28 | どういうふうに |
| 0:37:30 | 正確に理解したらいいですか、説明をお願いします。 |
| 0:37:34 | 中部電力の本店マツオカです。こちらですね、特別の実施ですとか、評価の実施をやるということの決定は、原子力部長の責任で行います。 |
| 0:37:47 | ただやるということが決まった後の具体的な評価の主体となるのが、発電所長ということでございます。 |
| 0:37:58 | はい。もう一度確認なんですが、特別点検の実施というのも、決めた後やるぞって言ったら、実際にやるのは、所長の下でいろいろな方がやられるってそんな理解か或いはほ逆送じゃなくて本店の、 |
| 0:38:14 | 特別部隊が行って何かをやるというイメージなのかどちらなんでしょうか。 |
| 0:38:20 | はい、中部電力本店のマツオカです特別点検の実施Cが決まったらですねそちらにつきましても、表 5 段階評価とですねあわせて体制を組むこととなりますと発電所がおそらく主体になってそこに長谷の本店の方の関係部署も絡んでいくという、 |
| 0:38:37 | はい。でございます。 |
| 0:38:40 | すいません中部電力山田です。今回のですね保安規定の市変更認可申請に、 |
| 0:38:47 | 別に先立ってですねそのあたりは来事前に検討しておりましてですね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:38:53 | まだ特別点検を行うっていう投資判断までできてないんですけども、 |
| 0:38:58 | すそ装置は準備しなきゃいけないようなスケジュールになっていますので、 |
| 0:39:03 | 特別点検もですね、先日、 |
| 0:39:09 | 今年の7月1日以降のですね浜岡の組織変更のヘッジに伴う |
| 0:39:15 | 保安規定の変更認可。 |
| 0:39:19 | いただいたその体制でですね、基本的に40年のPLMIは30年度、PMと同じ体制でやるんですけど、 |
| 0:39:29 | その体制よりですね、サイドの部長が、特別点検、 |
| 0:39:34 | をやって、その評価をどこがやるかっていうこともですねあらかじめ決めてます。はい。なので、 |
| 0:39:42 | 問題としてはですね特別点検も往査サイドでやると。 |
| 0:39:47 | ということで今考えております。 |
| 0:39:54 | はい、わかりましたありがとうございました。 |
| 0:40:04 | はい。規制庁の上原です。はい。 |
| 0:40:06 | ではすみません続きましてちょっとパワーポイントで6ページとか7ページ。 |
| 0:40:13 | 辺りを見ていただきたいんですけども、はい。 |
| 0:40:18 | はい。通常なんか、こういう保安規定、新申請の概要説明って何かその最後あたり何かスケジュールが、 |
| 0:40:27 | ついているものが結構多くてですね。 |
| 0:40:30 | 今回ちょっとそういったスケジュールがついてないのでちょっと工程感がちょっとわかり、 |
| 0:40:35 | にくいなと思ったんですけども、スケジュール面談資料ではですね本件について、11月中旬認可を目標としているということが書かれておまして、 |
| 0:40:50 | なんかこれおそらくこの一時的な管理区域の設定。 |
| 0:40:53 | 期限がですね11月25日までであることを受けて、おそらく中旬、 |
| 0:41:00 | までに認可が欲しいっていうことだと。 |
| 0:41:03 | 主、思うんですけどもそういう認識でよろしいですかね。 |
| 0:41:12 | はい。中国電力の本店マツオカです。今ですね、お示しいただいた通り5ページ及び6ページのところに、ちょっとバラバラにはなっていますが1時管理区域の設定を予定してたもの、及び、 |
| 0:41:28 | 作業そのものはですね作業がどのようにちょっと結果が変更したっていうのが載っていますが、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:41:33 | こちらを踏まえてですね一番陸域の 12 月 25 日に期限が切れるということも踏まえてそこまで認可をいただければということで計画を立ててございます。それがわかるようにですねスケジュールの方はこちらの資料に追加をさせていただこうと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 0:41:50 | はい。規制庁植原ですはいありがとうございます。で、何、要するにこの |
| 0:41:56 | 認可認可ってのは 11 月 25 日が中でデッドラインということで何かそこまで何か認可がどうしても欲しいという話なのか。 |
| 0:42:10 | 何か万が一、それを過ぎてしまった場合って何かこの工事を一旦なんか止めるみたいな形になるということなんでしょうかね。 |
| 0:42:21 | 中部電力本店の松岡です。当社ですね運用上一時的管理区域というのを、最大 1 年というふうに運用してございまして、そちらの期限が 11 月 25 日でございます。 |
| 0:42:34 | こちらまでにですね変更の認可がいただけなかった場合は一次管理区域として、上井光の方に戻さなきゃいけなくなりますので、工事のストップ及び中にあるものの撤去というのが必要になってきます。 |
| 0:42:48 | 以上です。 |
| 0:42:50 | はい、承知いたしました。はい。 |
| 0:42:54 | で、 |
| 0:42:55 | あとスケジュールと関係してちょっと 1.6 ページでちょっと確認したいんですけれども、 |
| 0:43:01 | はい。ここでですね作業期間の延長ということで、 |
| 0:43:06 | 今のところ、 |
| 0:43:08 | 本工事に関しては来年の 2 月末に終わる予定であるというようなことが書かれているんですけれども、 |
| 0:43:15 | その下にですね何か作業期間の短縮に向けた何か、時間外作業等を実施中っていうふうに、 |
| 0:43:22 | あるんですけど、これは何か作業を急ぐ。 |
| 0:43:26 | なんかは、度動機というか背景等、 |
| 0:43:30 | がありましたらちょっと教えていただければと思います要するに何かこの後に何かをされようと。 |
| 0:43:36 | しているのであれして何かできれば、この工事を早く終わらせたいという、 |
| 0:43:42 | そういった背景があるのでしたらは説明いただければと思います。 |
| 0:43:52 | 中電力ハマダタムラでございます。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:43:55 | ご質問いただきました。こちら 6 ページのですね作業期間の延長というところ、ここがですね、 |
| 0:44:03 | 今ですねこの書いている通りですね 2 月末というところをターゲットで進めてございます。その下の括弧書きのところはですね、 |
| 0:44:11 | この最初ですねこの 1 年を超えるという見込みが出た時に、リカバリー策としてですね、1 年の中に何とか収めようという動きを行ってまして、その中身の括弧書きで書かしていただいています。 |
| 0:44:25 | この 2 班体制をやるとかですね、あと時間外とか、そういったところですね短縮しようとして試みてきました。ですがですねそれでも、なお 2 月末までかかるという見込みに今なっております。 |
| 0:44:38 | 現在ですね、作業は今のところ 2 月末に向けて予定通り終える目標で進めております。 |
| 0:44:48 | で、そのあとにですね引かれてる作業というところは特段ですねこのエリア、解除しなければ他で使うとかそういったところはございません。請負業者とのですね、やりとりの中でですね、予定定められた予定工期の中でおさめようとして取り組んでいる。 |
| 0:45:05 | そういったところでございます。以上です。 |
| 0:45:08 | 貴重ウエハラです。はい。所理解いたしました。 |
| 0:45:12 | ただ |
| 0:45:13 | 今回の保安規定変更で、もう一時的なものではなくてもちゃんと登録しようということになったので、 |
| 0:45:22 | そうなった以上特段何か、今聞いた話だと急ぐ。 |
| 0:45:27 | 背景も特になくなったのではないかと思っていて無理にこのなんか時間外作業等をされて、2 月末までに、それでも終わらそうとされているという理解でよろしい。 |
| 0:45:40 | でしょうか。 |
| 0:45:43 | 中部電力田村です。ご指摘の通りですね、括弧書きのこのリカバリーというところを適用してるんですけども無理のない範囲でですね現在進めております。土日どちらも出るとかですねそういったことはなくですね、 |
| 0:45:58 | 他の作業と同じようなですね、作業の区切りとか、そういったところを見据えながら進めております。その計画の 2 月末というところに定めさしていただいております。 |
| 0:46:11 | 以上です。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:46:13 | はい。規制庁植原です。はい。無理のない範囲でそうですね進められているということでは理解できました。 |
| 0:46:21 | はい。私からは以上です。 |
| 0:46:34 | はい。規制庁の前です。2点の一つは確認なんですけどちょっと教えてください。 |
| 0:46:43 | さっきの |
| 0:46:45 | 図2を頭の中で、 |
| 0:46:48 | 当社の基準によれば、一時管理区域は最大1年というふうになっていますという、 |
| 0:46:54 | 話がありました。 |
| 0:46:57 | で、その当社の基準って、 |
| 0:47:02 | なんですか。 |
| 0:47:04 | 名前を教えてくださいなと思います。 |
| 0:47:07 | 中部電力本店の松岡です。そちらについてですねご説明させていただきます。1時間区域のですね設定期限の上限につきましては、当社の基準というふうに申し上げましたが、特段ちょっと明記しているようなルールはございません。 |
| 0:47:25 | こちらの運用につきましては、平成28年ですね、関西電力様の、やはりNRAのヒアリングの中で、1時管理区域の上限についてやりとりがされてございます。 |
| 0:47:39 | そちらの中で、船長様の方より、大体、 |
| 0:47:43 | 1サイクル、1年っていうところが上限ではないかというような見解をいただいているのを、関西電力の方が入手しているということ、弊社の方では認知してございます。 |
| 0:47:54 | そちらを踏まえて、1年というのは社内で上限ということで、運用の方を進めてございます。特段明記しているものはございませんがそのような理解でございます。以上です。 |
| 0:48:09 | はい。 |
| 0:48:10 | まとめます。 |
| 0:48:13 | 今の話をまとめますと、 |
| 0:48:16 | 明記した文章はないけれど、 |
| 0:48:21 | 1年を維持管理費を上限とすることは、 |
| 0:48:30 | 本社の、 |
| 0:48:31 | 中電さん、修繕、中部電力、事業所の |
| 0:48:36 | 今日、作業者の共通理解が、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:48:41 | あると。そののを基準として、 |
| 0:48:45 | 1 時間陸自。 |
| 0:48:46 | 杉井野間熊井。 |
| 0:48:50 | 1 年、だから今回は高級恒久的というか、いわゆる一般的な管理区域を設定することにしたと、そういうことで、そういう理解でよろしいですかね。 |
| 0:49:03 | はい。中電力本店のマツオカですそれが理解です。以上です。 |
| 0:49:13 | はい。今の部分は理解しました。あとはそうだ。そして、この親やろうとしている管理区域って、写真、 |
| 0:49:23 | を見ると、この何ページだろう、5 ページですね、5 ページの汚染部位分類作業エリアセンター結構おつきいようにも見えるんですが、 |
| 0:49:32 | どれくらい何メーターなめたんで、 |
| 0:49:40 | ざっくりでいいんですけど、 |
| 0:50:05 | 中部電力浜岡山崎ですけれども、少し調べるので、少し少々お待ちください。 |
| 0:50:13 | はい、わかりました。 |
| 0:50:16 | テニスコート何面もあるような感じもしますけれども、じゃあ、次の質問を1 個したい。 |
| 0:50:23 | としたいと思います。 |
| 0:50:30 | 4 ページの一番下に、 |
| 0:50:34 | 等を、信頼性を高める観点から余裕を持って切削分離を実施して書いて、私の質問はこの |
| 0:50:42 | 管理区域ではなくて今度ちょっとやっている実際の作業についての確認の質問になるんですが、 |
| 0:50:49 | 信頼性を高める観点から余裕を持って拙速分離を、 |
| 0:50:54 | 実施ってところの信頼性って書いてますけども、 |
| 0:50:58 | これって、そちらで考えてる信頼性って何の信頼性です。 |
| 0:51:10 | 中部電力の田村でございます。 |
| 0:51:12 | 今お進めいただきました |
| 0:51:15 | 補正分の分離というところ、こちらについての信頼性については、後半、 |
| 0:51:21 | 会議等ですねご理解いたしました後半、こちらの表現については補正のないということを確認できていますが、それでもですね。 |
| 0:51:29 | 排気塔の内側にもともとついておりましたモデル、こちらが汚染していたというところ、そこで接触していたというところを、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:51:40 | 再度後半が、汚染の履歴があるというふうに判断いたしまして、そこを ですれ表面を削っているという、そういうそういった汚染のないってとこ ろをその削りという行為が信頼性を高めるという、 |
| 0:51:54 | ふうに書かせていただいております。 |
| 0:51:58 | はい。そこでの質問なんですが、 |
| 0:52:05 | 今注目してんのは今度切傷なんですけど、 |
| 0:52:10 | 例えば4ページでも汚染部位の分類作業って書いてますし、5ページで も6ページでも書いているし、 |
| 0:52:18 | 今8年度も、汚染の、 |
| 0:52:23 | 履歴がある部分の掘削というのはそういう言い方されていいると。 |
| 0:52:28 | この切りくずって、汚染、 |
| 0:52:31 | の可能性のある物質という範疇。 |
| 0:52:35 | なのかなと思うんですけども、それは、そういう理解でよろしいですか。 |
| 0:52:44 | 中部営業部田村です。はい。ご指摘いただきました通りですねこの5ペ ージのこの、ちょっと危惧してるところですけども、掘削した理屈、こち らについては、NRではなくですね、 |
| 0:52:57 | 栗原宇津処理側にまわして、clear資金として処分する計画で進めてご ざいます。 |
| 0:53:08 | これも確認はまだクリアランス前なんですよ。 |
| 0:53:14 | そうすると、クリアランス前のものっていうと、 |
| 0:53:18 | そのときの扱いは、慎重にしなければいけない。 |
| 0:53:22 | とは思いますが、 |
| 0:53:27 | 今回のこの |
| 0:53:30 | を食った分と、 |
| 0:53:34 | 切削をしている場所っていうのは、 |
| 0:53:38 | これは一般エリアなんですけども、管理区域なんです。 |
| 0:53:47 | はい。中部電力田村でございます。 |
| 0:53:50 | 屋外の、のところに、一時的な管理区域を定めてその中で作業してござ います。汚染の恐れのないエリアとしてますが管理区域として位置付け てございます。 |
| 0:54:04 | うん。速攻でまた質問なんですけども、サイエンス的には非常に、 |
| 0:54:10 | 黄砂のレベルも低いのかな、或いは検出限界以下なのかなとは思 うん、いうふうに、こちら、私の方では、 |
| 0:54:18 | イメージはしてるんですが、 |
| 0:54:21 | いわゆる形の間、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:54:24 | 振り分け的に言うとこれは温泉。 |
| 0:54:27 | の可能性があるとということで、 |
| 0:54:32 | あったの。 |
| 0:54:36 | これ、このままうんですよね。 |
| 0:54:39 | これ。 |
| 0:54:40 | それが飛んでってもう、 |
| 0:54:43 | いいんだらうかとか或いはいいならばいいという理由を、 |
| 0:54:51 | 教えてください。 |
| 0:54:57 | 1 オク電力の田村です。 |
| 0:54:59 | 今ご指摘いただきましたその削った後のものにつきましては、粉というイメージではなくですね、家削りかかっていう |
| 0:55:12 | 初生みみたいなイメージでしょうか。削った牛というもので、粉じんとして舞うようなイメージではございませんで、こちらのやり方につきましては、 |
| 0:55:22 | 2年前にですね、令和2年の11月にですね、NR金属廃棄物のNR処理、こちらやり方につきまして、規制庁さんに、 |
| 0:55:33 | この面談させていただいておりますねその中で、このやり方について、削ったものがですね、削り面に最弱しないっていうやり方。 |
| 0:55:45 | こちらについてもご確認いただいたものとしてですね、今進めてまいります。実際現場でもですね、根菜付着しないところを確認して進めてまいりますので、 |
| 0:55:55 | やり方として問題ないと理解してございます。 |
| 0:56:00 | 以上です。 |
| 0:56:21 | えっと今話を、 |
| 0:56:23 | 要は、この汚染部位分離作業が、 |
| 0:56:30 | 規制移譲を適切に行われてますよという話を面談でもしたという話ですけどもこの辺りの、 |
| 0:56:38 | 工事の様子とかを、 |
| 0:56:40 | 工事の様子を何か資料としていただく、この |
| 0:56:50 | 補足資料として、そういった説明をしていただくことは、 |
| 0:56:55 | 可能でしょうか。 |
| 0:57:01 | はい。中部電力の田村です。はい、承知いたしました。補足説明資料に肉付けするような形で、この最弱、そういったところを説明させていただきます。 |
| 0:57:11 | あとで補足ですけども、この写真の、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:57:15 | 中にですね少し小さいんですけども、この分離作業小屋というところがあります。 |
| 0:57:20 | こちらの中で、作業しておりますので、 |
| 0:57:24 | 削った後ですね、削りかすこちらについては確実に回収することができますので、補足させていただきました。 |
| 0:57:33 | 今とてもいい話を、 |
| 0:57:36 | 伺えたと思うんですが、これ、小屋なんですね、開口部じゃないんだ。 |
| 0:57:41 | 母は、 |
| 0:57:43 | よく見るとそういうそうですね古屋小屋というか、 |
| 0:57:46 | 壁の |
| 0:57:48 | こちらが透けて見えるんですけども小屋なんです。今のお話で、確実に回収されているっていう話がありましたそのあたりの、 |
| 0:57:57 | このをも含めてですね。 |
| 0:58:01 | そういった説明をして資料をいただくと。 |
| 0:58:07 | 非常に |
| 0:58:09 | こちらの方も、 |
| 0:58:11 | 適切にやられてるのかなというふうな、 |
| 0:58:13 | 解釈が話しやすいので、或いは他の |
| 0:58:17 | 関係者の説明がしやすいのでぜひそれはいただきたいなど。 |
| 0:58:21 | いうふうに思います。よろしいでしょうかね。 |
| 0:58:26 | はい、承知いたしました。この、実際に掘削している作業のですね、運用、こちらについてご説明させていただきたいと思います。 |
| 0:58:35 | もう1点ですね、先ほどご質問いただきました、ここの、 |
| 0:58:40 | エリアのサイズについてですけども、お待たせしました、大体ですけども、62メートル掛ける。 |
| 0:58:49 | 17メートル、 |
| 0:58:51 | 低迷としてですね、これぐらいの規模感でございます。 |
| 0:58:59 | はい。わかりましたありがとうございます。 |
| 0:59:02 | 加えてですね、今の話に関係者話ですけども、 |
| 0:59:11 | 工事の |
| 0:59:12 | 工事というのはその切削の工事ではなくて、 |
| 0:59:18 | この配当を |
| 0:59:21 | 切ってこういった項番の姿にするところ。 |
| 0:59:27 | 0についてもですね、つまり、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:59:31 | 汚染していた内面のモルタルってどうなったかなというのが気になるんですけどもそれもの情報もですね、 |
| 0:59:38 | 含めて、適切に茶管理して工事をやってますよ。飛散防止等、 |
| 0:59:44 | きちんとやってますよっていう、汚染した部分に関してはですね、 |
| 0:59:48 | そういったのも、そこのを説明し上に、 |
| 0:59:51 | 入れていただければというふうに思いますがいかがでしょうか。 |
| 0:59:59 | 自分のカラムラです。はい、承知いたしました。今度来年の本作業ので、 |
| 1:00:04 | 作業になりますこのモルタルを後発でですね、そう改修しているところ、現在はですね建屋の中にですね持ち込んで管理してございますが、実際に、 |
| 1:00:16 | 切削していただく、削っていった、そういった作業のところの状況もですねご理解いただけるように、ちょっと資料を用意したいと思います。以上です。 |
| 1:00:26 | ありがとうございますぜひよろしくお願ひしたいと思います。 |
| 1:00:30 | 私からは以上です。 |
| 1:00:42 | 規制庁ツカベですけどちょっと最初のお願いというか今回 |
| 1:00:47 | いくつかの条文に渡ってご説明があるんですが、多分条文を見ないとわかんないところもあってですね。 |
| 1:00:58 | 事業者さんとしても説明するにあたってあった方がいいと思うので、 |
| 1:01:05 | こちらのパワーポイントの資料の後ろに参考として、 |
| 1:01:10 | と、今から言います。 |
| 1:01:13 | 条文については、抜粋抜粋というか |
| 1:01:18 | 当該条文を |
| 1:01:20 | 記載いただければと思います。最初に、 |
| 1:01:27 | PMの方ですが、 |
| 1:01:29 | 今一行2行が抜けてしまっているの、 |
| 1:01:33 | 1項2個も含めて、 |
| 1:01:36 | お示しいただきたいのと、あと、 |
| 1:01:41 | 原子力部長と所長のそもそも職位、 |
| 1:01:46 | についてもわかるように、 |
| 1:01:49 | 当該条文の土が欲しいのと、 |
| 1:01:55 | で、 |
| 1:01:57 | あとは、 |
| 1:01:59 | 当面、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:02:02 | 廃棄等の方については、 |
| 1:02:05 | 1 時管理区域のサノ。 |
| 1:02:07 | 4 ページ目にある本規定第 2 編の、 |
| 1:02:11 | 41 条の 3 とか、 |
| 1:02:15 | 46 条の第 5 項とかですか。 |
| 1:02:20 | 1 時管理区域の、その条文については、ちょっと抜き出した形で、 |
| 1:02:26 | お示しいただきたいのと、あとは、 |
| 1:02:30 | MRに関しても、条文に基づいていると思いますので、 |
| 1:02:36 | NRに関する条文についても、こちらの資料の後ろにつけていただければと思いますが、よろしいですか。 |
| 1:02:46 | 中部電力の本店の松岡です。ちょっとちょっと確認させてください。まず、バイスPLバス体制変更につきましては 106 条を、現在略をしております。第 1 項第 2 項も含めて、 |
| 1:03:02 | そこの部分の全部の変更案をお見せするという形でよろしいでしょうか。 |
| 1:03:08 | あと下基本的には現行案でけ |
| 1:03:11 | こうです。 |
| 1:03:12 | 両方ですか。はい。 |
| 1:03:15 | なので主語が原子力部長となっている場合ということでよろしいと思います。 |
| 1:03:22 | そうですね変更があるところは、 |
| 1:03:25 | 確かに変更前後があったほうがわかりやすいですね。 |
| 1:03:29 | はい。電報で言うと、申請書の方向で目標ではことが足りないでしょうか。1 個全部一行に細かいあるんでしたっけ。 |
| 1:03:39 | 略してあります。そこ、そこも含めて、 |
| 1:03:44 | 1 個 2 個って何が書いてあるんでしたっけ。 |
| 1:03:46 | 速記後は、30 年PLに関して、多分日報については、 |
| 1:03:56 | 機器。 |
| 1:03:58 | 室。 |
| 1:04:01 | 体制を定めて、PRの実施手順を定めてという話がございます。その前以降は手法がある文章になっているんですか。 |
| 1:04:14 | 中央表は所長までございます。そうですね。なので、そこが所長だと書いてあることが多分重要なので、 |
| 1:04:24 | それに合わせますという。 |
| 1:04:26 | 今回、御説明ですよ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:04:30 | すいません。振り替えさせていただきましたので今回申請者の方に添付してございます。変更前後比較表の形で、今、申請書上はRELAPIに してございますが、このところをすべて |
| 1:04:43 | 原文の通りのもので、及び、はい。 |
| 1:04:49 | 僕は予定申請中として、今回の申請はそうですね。すいません、第1項 第2項につきましては、別件ですね用語PLMの方で、条文の変更 が、 |
| 1:05:02 | あるところなので今回や、こちら上クニシてございますがそちらは識別を して、 |
| 1:05:08 | お出ししようと思います。 |
| 1:05:12 | そうですね。今回の件についてはそれで、 |
| 1:05:15 | いいんですが、 |
| 1:05:17 | 今PMがも変えてますということと言われてしまうと、同一条文を触りに 行ってしまっているんで、 |
| 1:05:25 | ちょっと都合悪いねというのは、別途、はい話しました。 |
| 1:05:29 | なので今回その中で、こう分けてくんですねそれぞれ申請書の方、工夫 してこちらとしてはお話をさせていただいておりますし、影響与えないよ うにし、 |
| 1:05:41 | あれっすあ、規制庁使えるそれは事前にあれでしたっけ、何かご相談い ただいて、 |
| 1:05:47 | そういう申請にしますということなんですか。 |
| 1:05:50 | それぞれ出させていただくという調整の時に廃止しております。 |
| 1:05:58 | はい。ちょっとその話は。はい。 |
| 1:06:01 | ちょっと今回の本件とは関係ないので、 |
| 1:06:04 | 江藤だけ。 |
| 1:06:06 | フィルムの |
| 1:06:07 | 条文の記載は、はい。 |
| 1:06:10 | 変更前のもので、所長だってそう。そうすると |
| 1:06:15 | 今回、3項4項について所長に長谷に行きますというご説明と整合する ので、 |
| 1:06:21 | そういう資料で、 |
| 1:06:23 | します。 |
| 1:06:24 | わかりましたすみません、中部電力本店マツオカイシダ1項第2号に つきましてはPLM側の申請の方で変更する前の案で書かせていただく ということで特段表記の方はしないということによろしいでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:06:37 | はい、衛藤別。 |
| 1:06:40 | 申請されているものは認可されているわけではないので、 |
| 1:06:44 | 会議いただく必要はないです。 |
| 1:06:47 | 承知しました。第1項第2号合わせて、今5、第5コウノ略してますが同じような扱いでございますので、そのようにさせていただきます。 |
| 1:06:56 | 合わせて職員がわかる条文というようなお話もあつたんですけども、ちょっとイメージが掴めませんでした。どのような話でしょうツカベですね、今回そのC、 |
| 1:07:07 | 色、 |
| 1:07:09 | 無色。 |
| 1:07:11 | もう |
| 1:07:12 | 移管した形になってしまうので、 |
| 1:07:16 | それぞれ原稿等書いてあって、 |
| 1:07:18 | 多分高経年化に係る評価なんていうことはどちらにも最初からなくて、 |
| 1:07:23 | ただ、その総括業務であるとか、 |
| 1:07:28 | 統括業務であるとかそういう書き方をしている中での、業務移管だと思うので、それがわかるように、保安規定上ど、どう読むんですかというところを、 |
| 1:07:39 | 明らかにするために書いていただいたきたいという趣旨です。 |
| 1:07:45 | 中部電力のマツオカそうすると第4コウノorに関するトップのところの記載の所長と原子力部長のそれぞれ抜粋も、 |
| 1:07:55 | 総括するというイメージでしょうか。はい。 |
| 1:07:58 | はいそこは多分抜き出していただいていたと思います。 |
| 1:08:01 | わかりました。じゃあちょっとそちらの方も運営させて、そこは今回変更はございませんが抜き出しをさせていただきます。あわせて、アイピースの方の条文につきましては先ほど、 |
| 1:08:15 | 教えていただきました、4、第2編の41条の3を、あと、46条の5、あとMRに関する条文の当該箇所、 |
| 1:08:25 | こちらの情報の変更がないので現行案ということで、形になります。多分先ほど106の分類がイワノ現行案の抜粋ということで、 |
| 1:08:36 | 昔になります。すいません。はい、それで結構です。 |
| 1:08:44 | 承知いたしました。 |
| 1:08:48 | はい。あとちょっと、 |
| 1:08:50 | 衛藤排気塔の方の内容とスケジュールなんですが、 |
| 1:08:55 | 先ほど過去に、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:08:59 | 8棟のところについてご説明。 |
| 1:09:02 | 令和2年11月ですか。 |
| 1:09:05 | されたということなんですが、この数、私、全く記憶がないんですけど、 |
| 1:09:11 | 管理区域の変更はイトウ等に係るものはしたと思って、 |
| 1:09:17 | ているんですが、 |
| 1:09:19 | 例えば温泉のない管理区域、 |
| 1:09:23 | 一時管理区域でやりますというようなご説明もその時にされてるということですか。 |
| 1:09:36 | 中部電力の田村です。 |
| 1:09:38 | はい。 |
| 1:09:40 | 2年前にですね、こちら規制庁さんと面談させていただいた時にはですね、掘削するっていうこのやり方が、NRでですねこのガイドラインに沿って、 |
| 1:09:53 | やっていきますよというところについてご確認いただいたものでございまして、具体的にですね、この |
| 1:10:00 | 会議等削るとかですね。 |
| 1:10:04 | 管理エリアを設けて行うというところについては、基本的には保安規定と定められたところに従ってやっていくというところで、特に特段ですねご説明はしてございません。 |
| 1:10:19 | はい、手塚です。わかりました。そうですねって、やはり |
| 1:10:24 | 一方で汚染された、その汚染部位分離エリアと、作業分離エリアと呼んでいる。 |
| 1:10:31 | 汚染があるようなところで作業されているというふうに言っておられ、 |
| 1:10:36 | かねないんで、 |
| 1:10:39 | ちょっとそこは、 |
| 1:10:41 | 具体的に、 |
| 1:10:44 | どれぐらい。 |
| 1:10:45 | 綺麗なんだというところは、 |
| 1:10:47 | 後ちょっと今後お話を聞くかもしれないです。 |
| 1:10:54 | 今のコメントです。はい。 |
| 1:10:57 | あと最後にそのスケジュールのところ、来年2月までに、 |
| 1:11:02 | 終わらしたいですというところで、特段制約はないですということだ。 |
| 1:11:08 | かと思うんですが、 |
| 1:11:10 | 御社の場合、12号の第3段階は来年度から、 |
| 1:11:16 | になっていると思うんですけど廃止措置計画との関係で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:11:22 | 当該 |
| 1:11:23 | 工事は特段、その第3段階に入っても、 |
| 1:11:28 | 構わないもの。 |
| 1:11:30 | という理解でしょうか。 |
| 1:11:34 | 中部電力の田村です。 |
| 1:11:37 | はい。 |
| 1:11:38 | サイトウにつきましては、原子炉領域周辺設備という位置付けにございまして、こちらについては、第3段階に入ってもですね、継続して解体作業を進めるという計画でございまして。 |
| 1:11:52 | 第3段階の完了と合わせてですね、 |
| 1:11:55 | この第二段階として、対象としている市道領域周辺設備こちらはですね、同時に完了としてますので、廃棄等についてもですね |
| 1:12:05 | 仮に1本、2月っていうところを必ず守らなければというところはございますね。 |
| 1:12:11 | 以上です。はい、わかりました。 |
| 1:12:16 | あと最後なんですけどちょっと保安規定の今回の一時管理区域の、 |
| 1:12:22 | 解除がある種、自動でできるような形になっていいるんですが、 |
| 1:12:28 | こういう手続きってというのは、 |
| 1:12:31 | 御社か他社かわからないんですが、 |
| 1:12:35 | 今まで取られたような事例ってというのは何か調べられました。 |
| 1:12:40 | はい、中部電力の本店マツオカからご説明させていただきます。1時間時区域の今回の申請と、あと解除と併せて説明をさせていただきますが、今回ですねこの排気塔の解体工事に伴う、管理区域の変更につきましても、 |
| 1:12:58 | 各配置等のもので、工事の段階及び最終的な解除について、一括認可をいただきまして、それぞれの施工に関しては当社の定める時期の方でやっている実績がございまして。 |
| 1:13:10 | 以上です。 |
| 1:13:12 | はい。規制庁、ツカベです。衛藤。 |
| 1:13:15 | 規定ぶりも同じ。 |
| 1:13:17 | ような形になってますか。 |
| 1:13:23 | 副電力本店の松岡です。そうですね細部につきましては付則の下のお示し示してますと、これまでもですね同じような記載ぶりで実施してございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:13:36 | 今回も同じ同様の修正をさせていただきたいと思っております。以上です。 |
| 1:13:40 | はい、規制庁ツカベです。わかりました。 |
| 1:13:46 | はい。私からは、 |
| 1:13:49 | 以上です。 |
| 1:13:53 | 規制庁のトガサキですけど、今のちょっと一番最後の、 |
| 1:13:59 | ところで、管理区域の解除のところなんですけど、 |
| 1:14:04 | 4 ページの |
| 1:14:06 | 田崎、真ん中のまた書きのところに、 |
| 1:14:10 | 放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後って書いてあるんですけど、この基準値っていうのは、具体的に、 |
| 1:14:20 | どのような基準値になってるんですか。 |
| 1:14:30 | 中部電力の方は、蔵田と申します。こちらの基準というものはですね、管理区域の設定に関わる基準、 |
| 1:14:38 | オカなりますので、管理区域外としないということを確認した上で、お金区域を解除すると。 |
| 1:14:45 | そういったことになります。 |
| 1:14:48 | 規制庁の高崎です。それは汚染の恐れのある管理区域と汚染の恐れのない管理区域。 |
| 1:14:56 | 基準は異なっていますか。 |
| 1:15:02 | はい。中電山中です。この管理区域の基準というものは法令に定める基準値になりますので、法令上ですと汚染の恐れのある区域とされない時といった表現は出てきませんので、基本的に基準値としては同じになります。 |
| 1:15:17 | 規制庁トガサキ総論すると、 |
| 1:15:21 | 表面汚染密度とか線量に関する基準ですと、 |
| 1:15:30 | 法令の基準はそうだと思うんですけど、汚染の恐れのある管理区域と汚染の恐れのない管理区域の、 |
| 1:15:40 | 違いっていうのは |
| 1:15:42 | この事業者の方では何か規定とか設けてないんですか。 |
| 1:15:50 | 保険の方を取れない管理区域につきましては、基本的に表面汚染密度と空气中放射性物質濃度が検出限界未満で管理するやっтерとしてます。 |
| 1:16:01 | 補填をする区域につきましては外部放射線の影響を受ける可能性がある。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:16:07 | 麻生。 |
| 1:16:08 | 保険のためのメリットとして設定しています。 |
| 1:16:14 | はい。で、規制庁のトガサキですんで、今回は、 |
| 1:16:18 | 解除の時の基準はどちらをされるんですか。 |
| 1:16:21 | 汚染につきましては検出限界未満、 |
| 1:16:24 | であることを確認しまして、外、外部電源につきましては、3ヶ月 1.3mSvという基準ありますので、こちらをまずすることを確認した上で改善したいと考えてんです。 |
| 1:16:37 | 規制庁のトガサキですねそこがちょっと先ほどもちょっといろいろ話があったんですけど、基本的にその汚染されてた文章を、 |
| 1:16:48 | が、接触面であってそこを削り取るっていう作業があつて、その、それが小屋に入ってる、入った中でやると思うんですけど、 |
| 1:17:00 | その部分が遅い、汚染の恐れのある管理区域として、位置付けなくても良いのかですね。 |
| 1:17:07 | その外側が汚染の恐れのない管理区域として、位置付けるっていうのは、あり得ると思うんですけど、 |
| 1:17:18 | その時にどこの範囲をどの基準で解除するのかですね、そこら辺がちゃんと整理されてるのかなっていうのが気になりました。 |
| 1:17:31 | 中部電力浜岡野村です。当間玉井鬼頭甲斐というのはどういうふうに改めを体で分離対応実施してまして、 |
| 1:17:41 | この分類作業によって、線路のある管理、管理区域レベルであることを確認した上で、わかり対応というもので今 |
| 1:17:51 | 今回の案件であります。1 管理経費につきましては、今現時点でも、あの辺は検出されないということを確認しておりますし、放射線の影響の形態ということを確認しております、 |
| 1:18:06 | 管理区域にある基準を十分、 |
| 1:18:09 | 下回っているということが確認できてはいるのですが、先ほどからお話あります通り、NR勤務ということで、慎重な管理をする。 |
| 1:18:18 | できるものということで、管理区域を設定して、管理をして、 |
| 1:18:23 | ところになります。 |
| 1:18:25 | 規制庁の田崎です。そこが他、さっきの5ページのところで、左の図のところでは、 |
| 1:18:35 | 赤いところは、これはだから |
| 1:18:39 | 汚染がある可能性があるということで、ただ粉じんとしては試算しなくて、削り数なので、それをまた再希釈とか明日何とかしないで、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:18:52 | 再回収できるっていう話だと思ってたと思うんですけど、ちょっとそこ、もう、 |
| 1:18:58 | 例えばその上の2行に書いてあるところで、その設置、設置していた表面、これについてはもう汚染がないこと等のか確認した上で、 |
| 1:19:11 | 政策分離を行うのかそれとも接して汚染のある可能性がある、あるものとして、政策分類をするのかで、ちょっと話が変わってくると思うので、 |
| 1:19:22 | そこら辺をちょっと詳細にですね説明してもらって、先ほど再希釈の話とかもありましたけど、 |
| 1:19:32 | 削り数だからもう |
| 1:19:36 | 何か空気中にそういう放射性物が漏れることはないので、 |
| 1:19:41 | 汚染のない管理区域と汚染の恐れのない管理区域としてさ、分離作業小屋も位置づける。 |
| 1:19:48 | のかどうかですね。 |
| 1:19:50 | でもその汚染の恐れの可能性があるのであればその部分は汚染の恐れのある管理区域として位置づけるのか、っていうちょっとせ整理が、 |
| 1:20:02 | 必要なのではないかと思いました。 |
| 1:20:05 | 木津中部電力の本店マツオカです。衛藤。よろしいのか。はい。 |
| 1:20:10 | ちょっとこちらに関してはですね、排気塔の解体工事、これは別の申請で、もう認可済みのものでございますが、その中でご説明をさせていただいております。 |
| 1:20:20 | 内面のモルタルこちらを補填しているものなんですけども、そちらをハツリするまでは、ここの遅れのある管理区域として、排気棟内も管理しております、そちらの方ですね除去されて、表面汚染密度がですね、 |
| 1:20:35 | 下限以下になってることを確認の上、廃棄と全体をですね、汚染の恐れのない管理区域の方に、一旦でございます。それ以降の工事になりますので、すべてですねこの拳丸を含め、汚染の恐れのない |
| 1:20:50 | こういう |
| 1:20:51 | このね、取り扱いの方を行っていますしそれを工事を行うエリアについても汚染の恐れのないエリアとして設定して進めていくということは、エダ工法の工事でもそうですし、これまでの保安規定の中でご説明させていただきましたイトウの |
| 1:21:08 | 解体工事のですね一連の作業の中でもご説明済みのことでご理解をいただいていたと思っております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:21:16 | 先ほど、ちょっと教えていただきました工事のちょっと概要を追加説明するというので、承っておりますので、その中であわせてご説明させていただければと思っております。 |
| 1:21:31 | 規制庁のトガサキですわかりました。そこでちゃんと汚染の恐れがないものとして整理されているということが、 |
| 1:21:40 | わかればいいと思いますので、 |
| 1:21:43 | それで説明をお願いします。そうすると、管理区域の解除の時の基準ってというのは、 |
| 1:21:53 | 線量だけってということになるんですか。 |
| 1:22:02 | 中部電力浜村です。本基準にかかってくるのは、線量当量率だけになるんですが、 |
| 1:22:10 | 公表的にいただく中高層物質等につきましても、測定をして、譴責疑問であることを回答し、確認した上で対応ということになります。 |
| 1:22:19 | 規制庁の鳥羽榭です。それは、もう汚染の恐れのない区域なので、それは必要はないんだけど、法令の管理区域の基準が、 |
| 1:22:30 | 表面汚染密度とか空気中の濃度とかがあるから、それを測るってということですか。 |
| 1:22:36 | そうですね |
| 1:22:37 | アップダウンは、出席上ですね、このように、研究解除する場合の手続きについても規定しておりまして、この中で線量当量率と表面密度教育情報って質問。 |
| 1:22:54 | はい、わかりました。 |
| 1:22:57 | 私からは以上です。 |
| 1:23:02 | 規制庁をアマヤです。 |
| 1:23:05 | 今の話。 |
| 1:23:08 | やりとりを伺いながら、この |
| 1:23:12 | パワーポイントの |
| 1:23:15 | 4 ページ 5 ページ 6 ページのタイトル見ると汚染部位ってこう書いてるので何か、 |
| 1:23:21 | んだなって思いながら、或いは |
| 1:23:26 | 読んだ人は誤解するんじゃないかなとか思いながら、 |
| 1:23:32 | いましたこれ。 |
| 1:23:34 | ここ書かなければいけないならば何でしょうけどもちょっとこの辺りも含めて、 |
| 1:23:40 | お考えになった方、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:23:43 | なればいいのかなど。それは自由ですけれども、 |
| 1:23:49 | タイトルと言ってる内容が違うなというふうな、 |
| 1:23:52 | 感じもちょっと印象を受けました。これは印象です。で、 |
| 1:23:56 | 質問は5ページのところで、これ確認なんですけど5ページの左のNR下処理の概念図っていうところで、 |
| 1:24:04 | これ、この図はモルタル撤去済みのものだと思うんですけども、鋼板等って書いてあるんですけど、この等って何ですか。 |
| 1:24:14 | 他にもまだ何かあるんですかね。 |
| 1:24:20 | 中部電力の田村です。まずですねこの資料の4ページ5ページ6ページ、タイトルについてですねこの汚染部位という汚染というキーワードを使って、 |
| 1:24:31 | ちょっと誤解を招くようなことになってしまい申し訳ありませんでした。 |
| 1:24:35 | こちらについてはですね、ただし、ちょっと長く行ってしまいますと、汚染はないんですけども、汚染の履歴があるという部位と、汚染の履歴のない部位を分離するというそういった作業ですので、 |
| 1:24:48 | その工事名詞を決めたときにですねこう丸めてしまっって、こういった表現になってしまいました失礼いたしました。 |
| 1:24:55 | あとこの5ページの左、こちら概念図につきましては、概念図ということでですね、こちら、2年前にですね、NRガイドラインに沿って |
| 1:25:08 | 汚染を分離するという、こういった話をさせていただいたときに用いたやつを、 |
| 1:25:14 | こちらコピーしてつけさしていただいております。ですのでですね、当時来一般的にこういった作業ということで、後半等にさしてもらいましたが、 |
| 1:25:26 | こちら今回の作業については後半のみとなっております。 |
| 1:25:31 | 以上でございます。 |
| 1:25:34 | これー、 |
| 1:25:36 | 今の話はそうだと思うんですけども、この図は何のために、 |
| 1:25:43 | 添付したかという今回この昆小のために添付したと。 |
| 1:25:48 | のか、それとも一般的にはつるということはこういうことだろうというふうに、 |
| 1:25:53 | 出るのか。 |
| 1:25:55 | という観点からこれ、 |
| 1:25:59 | やはりこれ頭いるんですかね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:26:04 | 中部電力の田村です。説明の中でですね、この当社としてはこのNR化の概念図という言葉があったんですね等つけてございましたが本件についてあと、不要でも説明通りますので、等はちょっと取らせていただきたいと思います。 |
| 1:26:21 | 以上です。 |
| 1:26:25 | はい。 |
| 1:26:26 | あと先ほど汚染分離作業、長い説明をしなればいけないような、 |
| 1:26:32 | 文章がいつもこれを読むときに、 |
| 1:26:37 | 中部電力さんが近くに立って説明してくれるならいいんですが、 |
| 1:26:42 | そうじゃないけれど、そうじゃないと。で、 |
| 1:26:45 | このパワーポイントは読む人は、今ここにいる方々だけではなくて違う人もいるんだよというふうな、 |
| 1:26:51 | ことを考えた場合に、 |
| 1:26:55 | その都度説明しなければならぬような記載。 |
| 1:27:00 | でいいのかなとちょっと思いました。 |
| 1:27:03 | 何らかの説明もあってもいいのかなというふうに思いました。これは、 |
| 1:27:08 | 対応するかしないかは、蓑田さんにお任せ。 |
| 1:27:12 | ないと思います。 |
| 1:27:14 | それから、 |
| 1:27:16 | これ最後のあれなんですけども、 |
| 1:27:21 | 当社の基準で明記文書のない当社の基準っていうのが少し気になりました、 |
| 1:27:26 | それによってこちらは1時管理区域からは管理区域にするわけですが、でも文書化されたものがないんですよ。 |
| 1:27:34 | で、 |
| 1:27:38 | 御社の、それは自由なのかもしれませんが、 |
| 1:27:44 | 衛藤。 |
| 1:27:45 | これはむしろ、 |
| 1:27:48 | 保安規定の最初の、品管にかかるもんかもしれませんが、 |
| 1:27:52 | それもどうなのかなというふうに、 |
| 1:27:56 | 思いました。これも感想です。以上です。 |
| 1:28:01 | ゲーム電力本店の松岡です。コメントありがとうございます。1時管理研究の上限に関する文書として明記したものが無いというところでございますがそちらに関しましてはちょっと社内の方で検討の上、 |
| 1:28:16 | 文書化の要否も含めて進めたいと思います。ありがとうございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:28:32 | はい。規制庁植原です。 |
| 1:28:34 | 藤瀬崎さんから追加、追加でコメント等ないでしょうかね。 |
| 1:28:39 | ありません。 |
| 1:28:41 | はい。 |
| 1:28:42 | では全体を通じて事業者の方から確認したい点等ございますでしょうか。 |
| 1:28:50 | はい。中部電力本店の松岡です。よろしいでしょうか。はい大丈夫です。はい。 |
| 1:28:56 | 今回ゲームコメントいただきましてありがとうございます。ヒアリングのコメント内容として、二つ目のところ、管理区域図変更のところですね、先ほどいただきましたちょっとマスキング箇所になりますが、防犯灯を消すというものですとか、 |
| 1:29:16 | 今回の、当時、工事内容全体がちょっとわかるようにあと汚染の恐れがあるない家っていうのがお金がちょっと、 |
| 1:29:23 | うちの方の追加。 |
| 1:29:25 | あとスケジュール、工場全体ずっとスケジュール、あと、ファンっての認可の時期がわかるように描き方がわかるような時期っていうのがわかるようなスケジュールというのを追加させていただきまして、 |
| 1:29:38 | 後々参考で関連する条文で情報の追加ですね、こちらの方をさせていただきまして次回のヒアリングの方で説明をさせていただきたいと思っております。 |
| 1:29:48 | 少ない事項としては、今ちょっと、 |
| 1:29:51 | お伝えした事項ということで認識しておりますが、過不足等ございませんでしょうか。 |
| 1:29:57 | 規制庁江原です。はい。ないと思いますので、そちらでご対応のほどよろしく願いいたします。 |
| 1:30:04 | 中部電力松岡で承知いたしました。次回ヒアリングにつきましてはちょっと準備ができ次第また調整させていただくということでよろしいでしょうか。 |
| 1:30:14 | はい準備でき次第また連絡いただければと思います調整しますんですね。 |
| 1:30:20 | 承知いたしました。 |
| 1:30:24 | 弊社からは以上です。 |
| 1:30:26 | はい。規制庁上原ですありがとうございます。はい。それでは本日の |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:30:32 | 浜岡浜岡原子力発電所保安規定の初回ヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。 |
| 1:30:41 | ありがとうございました。 |
| 1:30:42 | ありがとうございました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。